

# 森林・林業・木材産業再生 実施計画

平成 25 年 3 月 29 日  
小 田 原 市

小田原市における「森林・林業・木材産業再生基本計画」（平成 25 年度～平成 34 年度）に基づく、5 年間を一期間とする実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）を以下に定める。具体的な年度別の事業等については、別表に定める。

## 1. 森林の整備・保全の適切な推進

### (1) 多面的機能を高度に発揮する森林の適切な整備・保全

森林・林業・木材産業の再生は、森林を中心とした経済活動の活性化のみならず、森林による水源の涵養や災害の防止等公益的機能を発揮させ、国土保全に資するものである。さらに、地球温暖化防止対策、生物多様性の保全、快適な環境の形成など、山から海につながる地域全体の環境・生態系の保全の観点からも極めて重要である。こうした多面的機能を高度に発揮させるため、小田原市森林整備計画等を踏まえ、森林の適切な整備・保全を推進する。

### (2) 林道等路網・山土場の適切な整備

森林の整備・保全を効果的・効率的に推進するための林道等路網や山土場（山元における貯木機能を有する土地）等の整備を行う。またそのための検討、調査を行う。

### (3) 森林整備・保全の合理化

経済活動に資する森林（経済林）、環境保全に資する森林（環境林）及び双方に資する森林等の森林区分を明確に（ゾーニング）しつつ、施業の合理化・集約化に向けた取組を実施し、地域に調和した森林整備・保全を推進する。また、間伐のみならず、伐期を迎えた森林の主伐施業等の在り方についても検討を進める。これに加え、木材の生産から消費者へわたるまでの流通の経歴を明確にするトレサビリティの確立に向けた検証を行う。

これらの取組を計画的に進めるため、森林資源の賦存量や森林の整備状況等の現況を把握するための調査を実施し、検証を行う。

### (4) 生態系保全型の森林の整備・保全

森づくりや森から海につながる環境活動等を行う「ブリの森づくりプロジェクト」や里地里山協議会等の市民団体と連携しながら、久野地区等を生態系保全型の森林再生のモデルエリアとして位置づけ、溪流上流を中心に自然豊かな溪畔林の再生・保全に向けた実証事業を行う。またの市民活動と連携し、森を起点として、森から海につながる啓発活動を

推進する。

## **2. 森林整備から木材利用に至る一連の流通システムの構築**

### **(1) 西湘・足柄地域における地域型のサプライチェーン・マネジメントの創出**

本市における森林面積は約 4,000ha であり、全国の名だたる林業地域と比較し、必ずしも大規模集約型の産業構造ではない。小田原はじめ神奈川県西地域において、流通の拠点となりうる製材所は数か所にとどまる。しかしながら、既存の構造・施設の分度の中で流通は一定程度確保されている。このため、これらを利活用し発展させることで、本市をはじめ県西地域における既存の木材流通システムを主軸とし、高度化を図っていくことを第一段階の目標とする。

このためには、各地域に点在するそれぞれの拠点を流通の観点で連携させ、それぞれが持つ得意部門や技術的なメリットを地域として共有し、地域全体の一連の木材流通・木造供給システム（サプライ・チェーン）としての再構成を図っていく。またこうした取組を流通過程で消費者へ明確に示し、品質の水準維持と信頼性向上に資するトレサビリティーの確立を目指していく。

神奈川県においては、神奈川県森林組合連合会の運営する唯一の木材市場が秦野市内にあるが、この地域型の木材流通システムの構築は、秦野の市場と並行して、県西地域で中間的な市場を確保することにもつながり、木材流通の地産地消をはじめ、多方面での販路拡大にも資するものである。

### **(2) 地域型の木材流通拠点の整備（既存施設の連携と必要な設備投資・インフラ整備）**

地域型のサプライチェーンを構築するためには、現在稼働している製材・加工体制を整えながら、現状施設の改良や増強を進める。また必要に応じ、新たな加工施設の整備等も含め、検討を進めていく。

このためには、林業・木材産業の基軸となる森林組合や木材業協同組合等との連携を図り、地域に根差した木材流通拠点の整備を推進する。特に、伐採した材木や製材した材木を一時的にストックするヤードの確保や、材木の品質認証等に必要な資機材の整備を図る。

## **3. 木材流通を円滑化する木材の品質の確保・地域認証と必要機器の整備**

### **(1) 地域全体での品質確保（JAS に準ずる品質が確保された木材の供給）**

県西地域が連携した地域産材を流通させるための品質確保・ブランド化（地域認証等）に向けた検討を進めていく。従来は、一つの製材工場等ごとに、品質の確保等を図っているのが通例であるが、当該地域は、個々の拠点や整備が必ずしも大規模ではなく、しかも県西地域での広がりを持って存在しているため、通例の手法では、こうした体制を整備することは困難である。このため、個々の拠点等を最大限に生かしつつ、これらを有機的、相互補完的に連携させ、相互の繋がりを土台として、地域全体としての木材の品質確保等を図っていく、という体制を整備していくことが、当該地域ならではの木材流通の手法の

一つである。

このためには、小田原市はじめ近隣 2 市 8 町において、行政のみならず、関連団体・組織同士の連携を図りながら、地域全体での木材の品質確保・ブランド化の確立を目指すことが不可欠である。まず本市において当該モデルを構築し、目指す体制の軸を示しつつ、検証を進めていくことが重要である。またこのために必要な制度（仕組み）を、既存の神奈川県等における制度との整合を図りながら創設を検討し、確立させていくこととする。

## **(2) 品質確保・地域認証に係る必要な施設の整備**

地域全体での品質確保には、製材された材木の強度等を測定するためのグレーディングマシン（木材強度測定器）や含水率計測器等の資機材は必要不可欠であり、配備の検討を進め、必要最低限の施設の整備を行う。

## **4. 木材の供給拠点の整備・マーケティング**

### **(1) 認証された木材のストック・供給拠点、サービス拠点の整備**

原木の製材所等への供給や、製材された木材の地域の工務店等への供給を円滑かつ安定的に行うため、地域認証や品質確保がなされた原木や、製材した木材をストックする拠点の整備を進めていく。

### **(2) 木材の販路戦略とマーケティング**

関係団体との連携を図りつつ、地域に木材を還元する地産地消型の販路の拡大はもとより、地域の木材を、県外を含めた他地域への供給も可能となるような体制を検討する。

### **(3) 地域に開かれた木材供給マーケットの整備**

地域の木材を、広く一般の方々にも提供し、木材の良さを感じてもらうためのイベントや供給拠点（「森の市」等）の体制整備を行う。単に、建築材等のための木材の流通だけではなく、一般消費者に直接つながる流通の確保を図る。これにより、一般家庭の日用品や DIY 用のパーツなど、身近な所への木材を供給することが可能となる。

## **5. 木材利用の拡大・バイオマスエネルギー施策**

### **(1) 公共建築等における木材利用の拡大（隗より始める施策）**

木材利用の拡大は、間伐を推進し、森林の整備・保全が図られるのみならず、地球温暖化防止にも資するものである。こうした観点から、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）が施行され、本法第 9 条第 1 項の規定に基づき、神奈川県では「公共施設の木造・木質化等に関する指針」（平成 23 年 12 月 22 日改正）が策定された。

本市においても、県の指針に則して「小田原市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」（平成 24 年 2 月 29 日策定）が策定されており、今後、当該方針に基

づき、「隗より始めよ」の考えの下、公共建築の新設、改築、改良等において、木材の利用拡大に努めるものとする。こうした先行的な取組を進めながら、これと並行して、一般木造住宅の普及や一般家庭への木の文化の浸透に向けた取組等を通じて、民間ベースでの木材利用の推進・拡大を図っていく。

## **(2) 各種産業や技術との連携を通じた利用方法・商品の開発、6次産業化**

木材利用をさらに広く推進し、需要を拡大していくためには、単に林業や木材産業のみの分野に留まらず、異業種産業や各種団体・組織等との連携が重要である。例えば、平成24年度に商品化された「木葉書~森からの手紙~」は、林業、木材産業、木地師、福祉障がい施設、郵便局、行政との連携により開発され販路が開拓された製品であり、様々な分野への波及効果とメリットを生み出した。

木材の利用方法や商品の開発、農商工連携・6次産業化などについて、様々な可能性を見出していくためにも、地域全体の繋がりを俯瞰した取組が不可欠である。こうした取組が、広く一般消費者へ木材利用が浸透していくことにも繋がるものである。

## **(3) 小径木・端材等の有効利用の推進**

間伐を推進することにより、小径の間伐材の搬出が増加することとなる。これら小径木は大径木と比較し、建築材への販路がないため利用されることなく、林地に存置されるのが実態である。このため、技術開発も含め、こうした木材の利活用を進めていくことが重要である。

また、県西地域で問題となっている穿孔虫被害については、構造材としての強度は問題ないものの、市場価値としては低いため、こうした木材を適材適所で活用する方策を検討していく。あわせて、木材の製材時に発生する端材の利活用も推進する必要がある。

## **(4) 地域と連携した木質バイオマスエネルギーの利活用推進**

未利用の間伐材を有効に活用していくためのカスケード利用を推進する。小径木間伐材の公共事業や一般住宅、DIY、木工品等への有効活用をはじめ、チップ化させて農業分野への活用、新たな製品の開発等の検討を進めていく必要がある。

さらに、林内に存置されている未利用間伐材や小径木材、剪定枝等を活用した、FIT（固定買取制度）と連動したバイオマス発電の実行可能性等を検討し、地域に根差した再生エネルギー施策を推進する。この際、余剰熱等の利活用による木材乾燥施設の配備等、木材流通拠点としての機能付加も検討するとともに、農業分野への利用や研究開発、地域の公共施設等への熱供給、他産業との連携も検討していく。

# **6. 木のある家づくり・まちなみづくり**

## **(1) 木造住宅モデルの構築**

木のある家づくりを推進するため、木造住宅のモデル（仕様書等）を構築する。新築のみならず、リフォームや外構への木材利用拡大に向けた仕組みもあわせて検討を進める。

これらの検討は、「おだわら森林・林業・木材産業再生協議会」をはじめ、「県西地域住まいづくり研究会」（無尽蔵プロジェクト・小田原ならではの住まいづくり）、「木のいえづくりワーキングチーム」との連携を図る。

## (2) 木のあるまちなみづくり

かつてより、小田原は、現在では数少なくなってきたものの、小田原城を中心とした木造古建築が数多く存在する、木のあるまちなみが連続していた地域である。このため、「小田原ならではの景観」の一つとして、木が織りなす空間があり、木のあるまちなみづくりは、情緒あふれる、歴史・文化を土台とする小田原の良さ・素晴らしさを発信する一つの手法として有効である。

こうした手法として、古建築の再生・保全のみならず、木の塀や柵、囲い、看板、街中のプランター等に地域の木材を活用していくことがあげられ、可能な箇所から、こうした手法を取り入れ、木のあるまちなみづくりのモデルを示していく。

## (3) 木のある家づくり・まちなみづくりに向けた制度（補助制度と体制整備）

木のある家づくり・まちなみづくりを推進していくための体制整備や初段階における補助制度等の創設も検討していく。特に、木のある家づくりについては、小田原ならではの木造住宅モデルの検討と構築を踏まえ、木材流通の状況を勘案しながらその制度設計の検討や取組の推進を図ることとする。

## (4) 木の香る空間デザインの推進（木のある暮らし・ライフスタイルへの木材利用の浸透）

木のある家づくりやまちなみづくりとあわせて、家具や日用品、DIY等身の回りのライフスタイルにも木を取り入れる取組を推進していく。この取組には、「木の香る空間デザイン検討会」との連携を図る。

# 7. 木の文化の醸成と担い手の育成

## (1) 木の文化・森林・木育関連情報の発信と拠点の整備

小田原・箱根地域は、多種多様な樹種が存在することから、かつてより寄木などの木工技術が発展してきた。さらに、小田原は戦国時代から江戸時代を通して城下町として発展、西に天下の剣嶺を望む東海道有数の宿場町として栄え、最盛期の旅籠の数は100軒近く存在した。現在でも風土、歴史的景観、近代木造建築物が多く現存するなど、まさに「木の文化」の地である。こうした古くからある「木を使う」という文化を、今再び「森林・里山の再生」という観点で見直し、広く醸成させていく必要がある。

こうした文化をはじめ、担い手の育成、森林・林業、森や木に係る教育（木育）関連情報を発信することは重要であり、このための拠点の整備を図る。当該拠点等において、森林・林業施策全般に係る研究や検討を行うような組織についても検討を進める。

## (2)木の職人に係る技術の育成（木育等との連携）

小田原はかつてより「木の文化」であったことから、林業はじめ、製材や加工・木工、大工、左官、木地師、象嵌師等、木や木造建造物に関連する職人も多い。しかしながら、木材需要の低迷や、林業等森の管理の担い手不足などが相まって、こうした小田原地域における卓越した職人技術が失われつつあり後継者不足も課題となっている。

このため、関係部局、関係行政機関、関係団体等と連携しながら、こうした技術の水準を維持するとともに、新しい技術の研究・開発を進めつつ、次世代へ継承し、さらに各方面における新たな担い手を育成するような体制を整備することが重要である。

特に、生産者としての林業については、神奈川県が実施している「かながわ森林塾」の林業就業研修等との連携をはじめ、市民団体や民間レベルで行われている森林整備活動等を地域の林業の担い手としても活用していく。また、長期的視点に立てば、子ども達への「木育」も将来のこうした担い手育成という観点からも大きく貢献するものである。

また、一般の建築分野の設計・施工等に係る技術者に対しても、木を使うことの意義や手法を伝えていくことを推進する。

## (3)木育・ウッドスタートの推進

「木育」は、森における活動や木に触れることにより、森や木の大切さを学ぶ子供たちへの教育をいう。森や木が持つ環境保全機能や国土保全機能について認識することは、我々の住む土地の起点である森を保全することに繋がる。これのみならず、こうした森を将来にわたって守っていくための担い手の育成にも資する。たとえ森林・林業に直接携わらずとも、それぞれの生活の中で、森や木に関心をもつ人々を増やしていくことは、地域の森林や森林を起点とする流域全体の環境を守っていくことにも繋がっていくものである。

こうした観点で、「木育」については、イベントや公共施設、まちなみ、日常生活等さまざまな場面において推進し、また木育を実施している関係団体等とも連携しながら、そうした活動を支援する取組も実施していく。

他方、木には、木自体に空気を取り込み、呼吸をする性質があることから「木のぬくもり」が感じられる。また、高齢者介護施設や小学校等の机や内装に木材を活用することで、その視覚的な効果や木特有の香りなどが、精神的な安らぎを与え、癒しの効果を与えることも明らかとなっている。

こうした状況を踏まえ、将来の子供たちに対する「木育」の一つとして「ウッドスタート」（東京おもちゃ美術館）を推進する。生まれてくる赤ちゃんや幼児に対して、木のおもちゃに触れてもらうことや、木のある空間で遊ぶことができる場所を整備し、提供することなどを、関係団体等と連携しながら進めていく。

## (4)歴史・文化・環境等を踏まえた木づかいとブランド化

小田原ならではの歴史と文化、恵まれた自然環境・資源を最大限に生かしつつ、多様な主体、多様な産業との連携の中で、木材の利用や利活用に向けた開発、ブランディングを図ることが重要である。小田原の地域資源と木材とを連結させることにより、「この木は小田原のあの山の森からの間伐材」「この木を使うことで地域の森の再生につながる」など、

消費者の関心を高めるような付加価値としての「物語性」を示していくことが不可欠である。このためには、5（2）に示したような他産業とのコラボレーションも検討していく必要がある。

## **(5)学校教育への木材の活用**

学校教育や教育施設等への木材利用を推進することは、公共施設への木材利用の促進と木育という二つの観点で極めて有効である。また、子供たちが使う机や椅子、鉛筆等文房具などに、地域の木材の活用の検討を進め、可能なところから取組を推進していく。施設における木材利用については、市内において、校舎の木質化という先駆的な事例が既にあり、これらを活用しながら、新たな取組に向けた検討を進めていく。

## **8. 多角的な森林・林業施策**

### **(1)各種産業と連携した付加価値の創出**

5（2）及び7（4）で示したように、森林・林業関係分野のみならず、他の各種産業や関係団体等と連携し、森や木材に係る新たな付加価値を創出していかねばならない。この場合、例えば木材やその製品に価値をつけることのみならず、例えば現在取り組んでいる間伐材のかまぼこ板や、菓子の下板への活用等、ある食品等の商品の箱や皿に用いることなども有効な事例の一つである。また森と海とのつながりの中で、海の漁礁に間伐材を活用する例も全国にはあり、そうした事例を参考としながら、サブ的な使い方も検討をしていく必要がある。

### **(2)各種イベントとの連携と啓発活動**

森や木に係る地域でのイベント等を通じて、森林・林業や木材利用についての啓発活動を積極的に行っていく。こうした活動は木材利用の拡大のみならず、森や木の大切さを認識し、産業の活性化や担い手の育成にもつながるものである。

### **(3)地域活動、被災地支援活動との連携**

森林の整備・保全を市民の立場から行う「ブリの森づくりプロジェクト」をはじめとする民間団体も、積極的な活動を行っている。これらの市民団体とも連携し、きめ細やかな森林整備や、経済林のみならず環境林としての森林の保全・再生を図っていくことが重要である。

また、東日本大震災の復興に向けて、小田原地域の木材を活用した支援活動と、小田原地域の森林の再生を掲げた官民連携型の組織「報徳の森プロジェクト」等とも連携しながら、小田原における民間レベルでの木材利用をはじめ被災地における支援活動を実施していくことが重要である。被災地への支援活動については、被災地のニーズを十分に把握しながら取り組んでいくこととし、当該取組を通じて、本市における大規模災害等緊急時の木材の利活用の検証も合わせて行っていくこととする。

#### **(4)多様な主体による森づくりへの支援（CSR、市民団体等との連携）**

地域で森林整備等の活動を行っている市民団体をはじめ、地元企業との連携も推進していく。企業における CSR 活動として位置付けることができるとともに、多様な主体の森林の整備・保全への参加により、担い手不足等の理由で管理が行き届かなくなった森林に対し、きめ細やかな対応が可能となる。今後、行政のみならず、こうした多様な主体により地域の森林を管理していくことも重要である。

また、市民・企業からの寄付金等を森林・林業・木育関連等予算に充当できる基金等仕組構築に向けた検討も行っていく。

#### **(5)森林の機能を活かした新たな価値の創造と提供**

森に入り、森の大切さを体感することは、木に触れることと同様、森や木の大切さを認識するとともに、精神的な安らぎやリラクセス、健康改善をもたらす等の効果がある。また市民の憩いの場やコミュニティー形成にも資する。特に、保養や遊び、ハイキング、登山、オリエンテーリング等ニーズに応じた場所の活用に係る PR を進めていく必要がある。また、森林浴や森林セラピー等の拠点としての森の活用の検討を推進する。

また、単に間伐により森林を保全していくという手法のみならず、こうした観点で森林を利用することで、新たな付加価値を生みだし、森林を管理するためのビジネスモデルを構築していくことも重要である。

#### **(6)関係市町村、国・県との連携**

本計画の内容は、神奈川県県西地域で一体となって取り組んでいくことが効果的であり、可能なところから近隣市町との連携を進めていく。他方、都市近郊林における林業地域の再生・活性化という全国でも事例の少ない取組であり、先駆的な内容については、本市がモデル的に実証を進め、内外に示していくことが必要である。また、施策の実施に当たっては、県や国との施策との連携を図り進めていくこととする。